

令和3年9月28日

各認定訓練施設代表者 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。これを受け、本県では緊急事態宣言解除後の10月1日から10月24日までこれまで行ってきた要請を段階的に緩和することとしました。

県内の飲食店は特措法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。

マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。

その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。

その他別紙のとおりお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先
産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045 (210) 5720

知事メッセージ

本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。

最近、新規感染者は顕著に減少し、医療の負荷も改善傾向にあります。

県民や事業者の皆さんが、外出自粛や営業時間短縮の要請などにご協力いただいた結果であり、深く感謝いたします。

しかし、ここで制限を一気に緩めれば、感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことにつながります。

そこで本県では、これまで行ってきた要請を段階的に緩和することとして、県民や事業者の皆さんに、次のとおり要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を継続してください。
外出する際は、「人混みは危険」という意識を強く持って、引き続き、慎重に行動してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 県内の飲食店には、10月1日から10月24日までの間、特措法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。
 - ・マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
 - ・マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
 - ・その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
- これらの要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給しますが、要請に応じていないことが判明した場合は、協力金は支給しません。

- イベントの開催に当たっては、特措法第24条第9項に基づき、10月31日までは、人数上限は1万人、歓声や声援のあるイベントは収容率50%、開催時間は21時まで、とします。

また、11月1日から来年1月31日までに開催を予定しているイベントにかかるチケットの事前販売は、1万人を上限とするようお願いいたします。

- 業界ガイドラインの遵守、混雑を避けるための入場整理、従業員のテレワークや時差出勤など、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、引き続き、新型コロナウイルスから県民の皆さんの命を守るため、神奈川モデルによる医療提供体制の強化に、全力で取り組みます。

また、政府が行う、行動制限緩和に向けた技術実証に協力し、社会経済活動の促進に向けた取組も進めていきます。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

事業者の皆様へ

1 飲食店等に対する要請（令和3年10月1日～令和3年10月24日）

- ・ 営業時間短縮要請
マスク飲食実施店認証店(※):5時～21時(酒類の提供は11時～20時)
マスク飲食実施店認証申請中:5時～20時(酒類の提供は11時～19時30分)
その他の店舗:5時～20時(酒類の提供禁止)
(※)現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む
- ・ 利用人数の制限
1組4人以内または同居家族としてください
- ・ 時短要請に応じていただいた店舗に対して協力金を交付します。
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。
- ・ 飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)
- ・ 感染防止対策の要請(法24条第9項)
- ・ ガイドライン遵守の要請(法24条第9項)

2 大規模集客施設等に対する働きかけ

- ・ 営業時間短縮の働きかけ(5時～21時)
- ・ 感染防止対策の要請(法24条第9項)
※デパ地下含む
- ・ 酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

3 イベントの開催制限について(令和3年10月1日～令和3年10月31日)

- ・ 5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)
- ・ 人数制限
下表の【収容率】と【人数上限】のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- ・ イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
- ・ 入場者の感染防止のための整理誘導【働きかけ】
- ・ 酒類提供自粛(持ち込み含む)【働きかけ】
(※)既存販売分については適用しない

4 イベントのチケット事前販売について

- ・ 令和3年11月1日から令和4年1月31日までに開催するイベントの事前販売を10,000人上限とするよう働きかけ

5 その他

- ・ 企業における在宅勤務等の推進
- ・ 飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- ・ 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)